

国家公務員制度改革推進本部
労使関係制度検討委員会（第1回）
議事概要

1 日時

平成20年10月22日（水）10:00～11:00

2 場所

中央合同庁舎第4号館
共用第1特別会議室（11階）

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

学識経験者委員 青山佳世、稲継裕昭、今野浩一郎、岸井成格、諏訪康雄、
高橋滋

労働側委員 金田文夫、福田精一、山本幸司

使用者側委員 岡島正明、村木裕隆、森博幸

（政府）

甘利明公務員制度改革担当大臣、鳩山邦夫総務大臣、
福田進内閣官房副長官補、

立花宏国家公務員制度改革推進本部事務局長、

松田隆利国家公務員制度改革推進本部事務局次長、

岡本義朗国家公務員制度改革推進本部事務局次長、

淵上俊則国家公務員制度改革推進本部事務局審議官、

堀江宏之国家公務員制度改革推進本部参事官、

駒崎源喜国家公務員制度改革推進本部参事官

4 議事次第

（1）開会

（2）甘利公務員制度改革担当大臣挨拶

（3）鳩山総務大臣挨拶

（4）委員紹介

（5）座長選出

（6）会議規則について

（7）会議の公開について

（8）会議の陪席について

（9）基本的検討項目・基本法に基づく工程表について

（10）閉会

5 議事の経過

- 冒頭、甘利公務員制度改革担当大臣、鳩山総務大臣の挨拶の後、委員の紹介が行われた。
- 委員の互選により、今野浩一郎委員が座長に選任された後、座長の指名により、高橋滋委員が座長代理に選任された。
- 会議規則その他（資料2から資料4）について審議が行われ、会議の公開について、インターネットによる会議模様の配信を行うこと、記者の傍聴を可とすることなどが決定された。
- 基本的検討項目・基本法に基づく工程表について（資料5）などについて、自由討議が行われた。委員の主な意見は次のとおり。
 - ・ 基本的検討項目の①「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」及び②「国民に開かれた自律的労使関係制度」は、関連した議論が必要であるので、一体として議論すべきである。
 - ・ 基本的検討項目の①と②は、分けて議論すべきである。
 - ・ 委員会の調査審議にあたっては、基本法12条の解釈について、委員において共有することが大切である。
 - ・ 工程表について、人事評価制度の導入などを考えると、もっとスピード感をもって議論すべきである。
 - ・ 工程表について、21年度中に法制上の措置に係る提言の取りまとめを行うというスケジュールは適当である。
 - ・ 民間企業における便益及び費用について調査するべきである。
 - ・ 協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用の具体化は難しいが、できるだけ努力すべきである。
- 自由討議において、次のことが確認された。
 - ・ 基本的検討項目の①「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」及び②「国民に開かれた自律的労使関係制度」は、関連した議論が必要であるが、まず①について、一般的な議論を行うこと
 - ・ 基本法に基づく工程表として、①21年4月以降に、国民に「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」を提示すること、及び②21年度中に、「法制上の措置に係る提言の取り

まとめ」を行うことを目標とすること

- 自由討議を踏まえ、民間企業における便益及び費用について、事務局において資料を用意し、次回会議に提出することとされた。
- 自由討議における意見のほか、各委員において、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用に関する全体像について、意見がある場合には、事務局に提出いただくこととされた。
- 次回会議の開催については、早期に日程調整を行うこととされた。

以 上

<文責：国家公務員制度改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>